解体工事を実施するみなさまへ

建築物等の解体工事に伴って発生する騒音、振動、粉じん等被害について、近隣住民からの苦情が増加しています。

また、県内ではアスベスト使用建築物の不適正な解体工事も発生しています。

工事を実施する際には、関係法令を遵守するとともに、下記事項を実施し、周辺生活環境の保全について配慮のうえ、適正に施工してください。

解体工事にあたっての配慮事項

１. 事前に近隣住民に工事内容、工期等を周知すること。
２. 建設機械等の使用にあたっては、低騒音・低振動型で、作業に適した大きさのものを使用すること。
３. 建設機械等の稼動にあたっては、整備不良や過負荷運転による異常な騒音、振動が発生しないようにすること。
４. 近隣住民の生活を著しく阻害する騒音が発生すると予測される場合は、防音パネル、防音シートを設置すること。
５. 粉じんが発生する場合は、散水を十分に行う等、粉じんの飛散を防止する適切な処置を講じること。
６. アスベスト使用の有無について確実に把握すること。
７. 近隣住民から苦情が発生した場合は、解決に向けて誠実に対応すること。

アスベスト除去工事にあたっての注意事項

１. 法令に定める「作業基準」に適合した工事を計画、実施し、飛散防止を徹底すること。
２. 事前に実施計画を県環境センター及び労働基準監督署へ届出るとともに、近隣住民に工事内容、工期等を周知すること。
３. 除去したアスベストは、法令に従い適正に管理、処理すること。

【 お問合せ先 】
上越市自治・市民環境部環境保全課
電話　025-526-5111（内線 1552）